

JUSE Certified Reliability Engineer (JCRE)

日科技連認定

信頼性技術者資格認定制度のしおり



一般財団法人日本科学技術連盟

JUSE Certified Reliability Engineer (JCRE)

日科技連認定

信頼性技術者資格認定制度のしおり

目 次

信頼性技術者資格規定（JCRE-002）	3
信頼性技術者の資格認定試験要領（JCRE-0301）	6
信頼性技術者の評価登録要領（JCRE-0201）	9
信頼性技術者の受験申込要領（JCRE-0202）	11
信頼性技術者の提出書類記入要領（JCRE-0203）	12
信頼性技術者の評価登録不服取扱い要領（JCRE-0204）	16
信頼性技術者業務経験履歴書（JCRE-0203-F02）	20

信頼性技術者資格規定

1. 目的

「信頼性技術者資格認定制度」とは、一般財団法人日本科学技術連盟（以下「日科技連」という）が、信頼性工学の普及と発展を通じ、信頼性・品質保証業務に携わる技術者の問題解決能力向上を図るために、「信頼性技術者」を資格認定し、評価登録するものである。

「信頼性技術者」とは、信頼性全般についての基礎的知識を有し、基本的な問題の解決に有効な信頼性手法を利用することができ、信頼性の向上活動を自ら実践できるエキスパートと判定された場合に授与される資格である。

その資格は、日科技連主催の「信頼性技術者資格認定試験」に合格し、「信頼性技術者資格認定委員会」における審議を経て認定される。

2. 適用範囲

2.1 この資格規定は、**信頼性工学の普及と発展を通じ、信頼性・品質保証業務に携わる技術者の問題解決能力向上を図るために「信頼性技術者」が満足しなければならない規定**について定める。

2.2 この資格規定は、日科技連が、信頼性工学を活用し実践的に問題解決を図ることができる「信頼性技術者」を、評価登録するために使用する基準である。

3. 関連文書

文書番号 JCRE-0301：信頼性技術者の資格認定試験要領

文書番号 JCRE-0201：信頼性技術者の評価登録要領

文書番号 JCRE-0202：信頼性技術者の受験申込要領

文書番号 JCRE-0203：信頼性技術者の提出書類記入要領

文書番号 JCRE-0204：信頼性技術者の評価登録不服取扱い要領

4. 「信頼性技術者」資格の種類

「信頼性技術者」には、次の3つの種類がある。

- (1) 「初級信頼性技術者」
- (2) 「中級信頼性技術者」
- (3) 「上級信頼性技術者」

5. 「信頼性技術者」の資格要件

「信頼性技術者」の資格要件および要求される能力は次の通りである。

5.1 「初級信頼性技術者」

「初級信頼性技術者」は、次の資格要件および要求される能力を満足していると日科技連が認め、登録した者をいう。

- (1) 「初級信頼性技術者資格認定試験」に合格していること。
- (2) 信頼性全般についての基礎的知識を有し、基本的な問題の解決に有効な信頼性手法を利用することができること。

5.2 「中級信頼性技術者」

「中級信頼性技術者」は、次の資格要件および要求される能力を満足していると日科技連が認め、登録した者をいう。

- (1) 「初級信頼性技術者」の資格を有していること。
- (2) 「中級信頼性技術者資格認定試験」に合格していること。
- (3) 信頼性全般についての基礎的知識に加え、信頼性の専門分野における知識と実務経験を有し、その分野の問題を自主的に解決することができ、また初級信頼性技術者レベルの指導・教育を行うことができること。

5.3 「上級信頼性技術者」

「上級信頼性技術者」は、次の資格要件および要求される能力を満足していると日科技連が認め、登録した者をいう。

- (1) 「中級信頼性技術者」の資格を有していること。
- (2) 「上級信頼性技術者資格認定試験」に合格していること。
- (3) 信頼性に関する実務経験が3年以上あること。
- (4) 信頼性全般についての一般的知識に加え、信頼性の専門分野における卓越した知識と豊富な実践経験を有し、その分野の問題解決を指揮・指導することができ、また中級信頼性技術者レベルの指導・教育を行うことができること。

6. 「信頼性技術者」資格の登録、取り消し

6.1 「信頼性技術者」資格の登録

「信頼性技術者資格認定試験」後、合格者には「認定登録証」を発行する。また、「信頼性技術者」として登録し、希望者は公表する。

6.2 登録の有効期限

「信頼性技術者」の登録有効期限は生涯とする。

6.3 登録内容の変更

「信頼性技術者」は日科技連に登録している内容に変更があった場合には、登録内容の変更について日科技連に自己申告しなければならない。

6.4 資格の取り消し

日科技連は、下記の場合には「信頼性技術者」の登録を取り消すことができる。

- (1) 受験申込記載事項及び提出資料に重大な不正、又は誤りがあった場合。
- (2) 信頼性技術者の資格を、不正に取得した場合。
- (3) 信頼性技術者の資格を、不正に使用した場合。
- (4) 当該信頼性技術者に対し、苦情が日科技連に寄せられた場合。
- (5) 当該信頼性技術者から申し出があった場合。

7. 信頼性技術者資格名称の使用

本資格は、名刺などへ資格名を記載することができる。

信頼性技術者の資格認定試験要領

「信頼性技術者資格認定試験」についての詳細は、以下のとおりである。

1. 「初級信頼性技術者」

1.1 受験資格

「初級信頼性技術者」の受験資格は特に設けない。

1.2 試験内容

「初級信頼性技術者」の試験はマークシート方式（万年筆、ボールペンは不可）とする。

- (1) 試験時間：120 分
- (2) 試験内容：信頼性技術（信頼性基礎 10 問、信頼性管理 10 問、故障の確率モデル 20 問、信頼性設計 10 問、システムの信頼性と安全性 10 問、信頼性試験と故障物理 20 問、信頼性データ解析法 20 問）に関する問題 100 問
- (3) 試験レベル：基礎的な信頼性工学の知識レベル。日科技連主催の信頼性セミナー基礎コース修了者の知識レベル。
- (4) 机上に置いて良い物：受験票、HB・B の黒鉛筆又はシャープペンシル、鉛筆削り、消しゴム、定規 2 本、電卓、時計（通信機能付き（ウェアラブル端末）は不可）

1.3 合格基準

70 点以上とする。

2. 「中級信頼性技術者」

2.1 受験資格

「中級信頼性技術者」の受験資格は、「初級信頼性技術者」登録者とする。

2.2 試験内容

「中級信頼性技術者」の試験内容は、信頼性に関連する論文または実践事例のレポートの書類審査および面接審査とする。

書類審査および面接審査は、受験者の下記に関する実務経験と実践力を評価するために実施する。

- (1) 受験者本人の信頼性の専門分野に関する知識
- (2) 専門分野の問題を自主的に解決できる能力

2.2.1 書類審査

「中級信頼性技術者」の受験者は、書類審査にあたり、下記の書類を提出すること。

- (1) 受験者自身の現在までの信頼性に関わる経験についての履歴（業務経験履歴書）
- (2) 受験者の信頼性に関する実務経験を示すための実践事例のレポートまたは論文 1 件（A4 判 4～8 ページ程度、原則として筆頭著者とする）

※実践事例のレポートまたは論文は、「信頼性技術者の提出書類記入要領」の 3.「原稿執筆要領」を参照の上、作成のこと。

2.2.2 面接審査

書類審査に合格した者には、レポートまたは論文をもとに、実務経験の実証のため、面接審査を行う。面接審査についての詳細は、下記の通り。

面接内容	・ 提出したレポートまたは論文についてのプレゼンテーション ・ レポートもしくは論文の内容および受験者の実務内容に関する質疑応答
面接時間	・ 面接時間は 1 名あたり 20～40 分 内訳 10～20 分：プレゼンテーション 10～20 分：質疑応答
面接員	・ 面接員の人数：2～3 名

2.3 合否判定

「中級信頼性技術者」は書類審査および面接審査の結果により、合否を判定する。

3. 「上級信頼性技術者」

3.1 受験資格

「上級信頼性技術者」の受験資格は、下記の要件を満たしていることとする。

- (1) 「中級信頼性技術者」登録者とする。
- (2) 信頼性に関する実務経験が 3 年以上あること。

3.2 試験内容

「上級信頼性技術者」の試験内容は、信頼性に関連する実践事例のレポートまたは論文の書類審査および面接審査とする。

書類審査および面接審査は、「中級信頼性技術者」に準じる。

3.2.1 書類審査

「上級信頼性技術者」の受験者は、書類審査にあたり、下記の書類を提出すること。

- (1) 受験者自身の現在までの信頼性に関わる経験についての履歴（業務経験履歴書）
- (2) 受験者の信頼性に関する実務経験を示すための実践事例のレポートまたは論文 3 件以上（1 件につき A4 判 4～8 ページ程度、原則として筆頭著者とする。ただし「中級信頼性技術者」の書類審査に提出したレポートまたは論文は除く）

※実践事例のレポートまたは論文は、「信頼性技術者の提出書類記入要領」の 3.「原稿執筆要領」を参照の上、作成のこと。

3.2.2 面接審査

書類審査に合格した者には、レポートまたは論文をもとに、実務経験の実証のため、面接審査を行う。面接審査についての詳細は、「中級信頼性技術者」に準じる。

3.3 合否判定

「上級信頼性技術者」は書類審査および面接審査の結果により、合否を判定する。

4. 認定登録証の発行

各試験に合格した者には、試験実施日の約 1.5 ヶ月後までに合否結果を通知し、「認定登録証」を発行する。

5. 「信頼性技術者」の公表

受験申込時に「信頼性技術者」として公表を希望した者は、各試験の合格後に登録者として日科技連 Web サイトにおいて公表する。

6. 再審査

「中級信頼性技術者」及び「上級信頼性技術者」の書類審査の結果、再提出となった場合は、通知から 6 ヶ月以内に再提出すれば、1 度だけ再度書類審査を受けることができる。

また、「中級信頼性技術者」及び「上級信頼性技術者」の面接審査で不合格になり、再度受験する場合の提出書類は、既に提出したことのある実践事例のレポートまたは論文は不可とする。

7. 受験料

「信頼性技術者資格認定試験」の受験料は以下のとおりである。また、下記のすべての料金の振込料は、受験者側で負担するものとする。

- (1) 「初級信頼性技術者」は、16,500 円（税込）
- (2) 「中級信頼性技術者」は、27,500 円（税込）
- (3) 「上級信頼性技術者」は、27,500 円（税込）

信頼性技術者の評価登録要領

1. 目的および適用範囲

1.1 この要領は、「信頼性技術者資格認定制度」において、「信頼性技術者」を「信頼性技術者資格規定」に照らして評価し、登録するための手順について定める。

1.2 この要領は、「信頼性技術者」を評価登録するために使用する手順である。

2. 引用文書

文書番号 JCRE-002：信頼性技術者資格規定

文書番号 JCRE-0204：信頼性技術者の評価登録不服取扱い要領

3. 「信頼性技術者資格認定試験」の受験申込

受験申込は、日科技連 Web サイトから受け付ける。

3.1 「中級信頼性技術者資格認定試験」および「上級信頼性技術者資格認定試験」の受験申込者は、受験申込後、「信頼性技術者の提出書類記入要領」付表 1 の書類を日科技連に提出しなければならない。

3.2 受験申込者は、申込にあたり、「信頼性技術者の資格認定試験要領」に定める受験料を、原則として受験前に日科技連に支払わなければならない。

4. 「信頼性技術者」の評価と判定

受験者の評価は、「信頼性技術者の資格認定試験要領」の 1.3「合格基準」または 2.3「合否判定」をもとに、「信頼性技術者資格認定委員会」において判定し、受験者の合否を決定する。

5. 「信頼性技術者」の認定登録証の発行

「信頼性技術者資格認定試験」の合格者に対し、日科技連理事長による「認定登録証」を発行する。

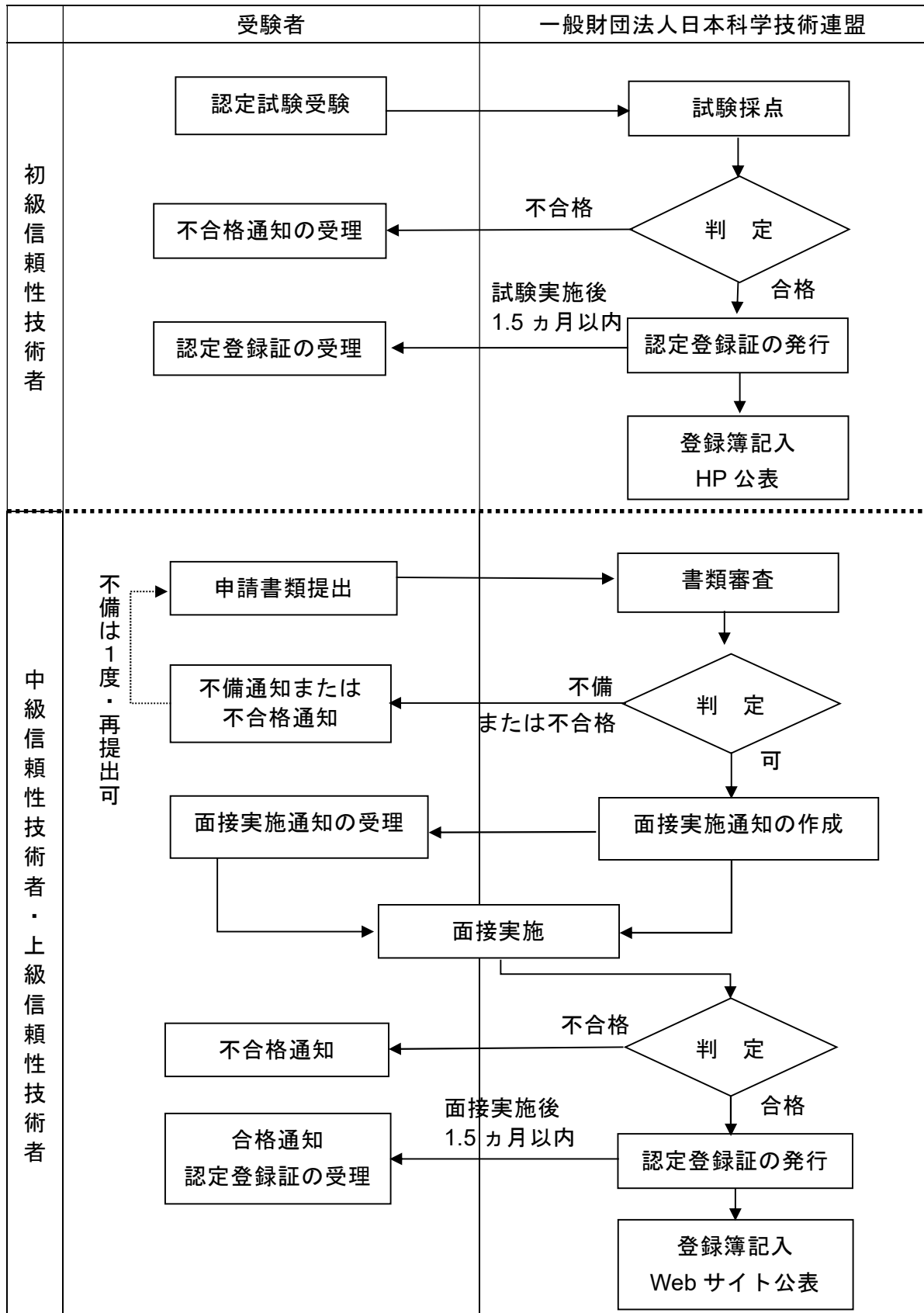
6. 評価登録に関する不服の取扱い

日科技連の評価登録に対する文書による不服申し立てに対しては、「信頼性技術者の評価登録不服取扱い要領」により処理する。

7. 受験申込から登録までのフロー

「信頼性技術者」の受験申込から登録までのフローを付属書 1 に示す。

「信頼性技術者」評価登録業務フロー



信頼性技術者の受験申込要領

1. 受験申込

「信頼性技術者資格認定試験」の受験申込は、日科技連 Web サイトから受け付けます。

なお、試験合格者は、「信頼性技術者」として日科技連 Web サイトで「氏名」または「氏名および会社名」を公表しますので、申込フォームにて公表の表記方法を選択してください。公表を希望しない場合は、非公開と致します。

2. 申込み受付から受験まで

2.1 「初級信頼性技術者資格認定試験」

受験申込後、開催の約 1 ヶ月前を目安に「受験のご案内」「受験票」等を郵送します。

「請求書」は、別途連絡担当者宛にメールで送付しますので、請求書発行日から 2 ヶ月以内に受験料をお振込みください。

申込受付は、受験日の 10 日前までとします。

2.2 「中級信頼性技術者資格認定試験」および「上級信頼性技術者資格認定試験」

(1) 受験申込後、「信頼性技術者の提出書類記入要領」付表 1（申込む内容と提出書類の関係一覧表 参照）の書類またはデータを JCRE 事務局に提出してください。

(2) 受験申込後、「請求書」を送付しますので、請求書発行日から 2 ヶ月以内に受験料をお振込みください。入金が確認出来次第、書類審査を行います。

3. 申込みの取消し

(1) 「初級信頼性技術者資格認定試験」の受験をキャンセルされる場合には、セミナー受付に電話（03-5378-1222）または e-mail（regist@juse.or.jp）にて事前にご連絡ください。キャンセルのご連絡日より、下記のキャンセル料をご負担ください。キャンセル料がかかる時点で未入金の場合は、後日お振込みいただきます。

【キャンセル料】

- ・試験日の 7 営業日前～1 営業日前の 17:00 までのキャンセルー受験料の 50%
- ・試験日の 1 営業日前 17:00 以降のキャンセルまたは事前のご連絡がなかった場合ー受験料の 100%

(2) 「中級信頼性技術者資格認定試験」および「上級信頼性技術者資格認定試験」の受験をキャンセルされる場合には、JCRE 事務局にご連絡ください。受験を取り消されても受験料の払い戻しを致しません。

4. 書類審査の結果通知

「中級信頼性技術者資格認定試験」および「上級信頼性技術者資格認定試験」の書類審査の結果は、e-mail にて連絡致します。

書類審査の結果、合格されましたら、面接審査を案内致します。

信頼性技術者の提出書類記入要領

提出書類は、当「提出書類記入要領」を参照の上、作成してください。なお、年数の表記はすべて西暦年で記載してください。

1. 信頼性技術者 業務経験履歴書

1.1 対象

業務経験履歴書は「中級信頼性技術者」または「上級信頼性技術者」を受験申込する際に提出してください。

1.2 信頼性技術者資格の認定登録証番号と発行年月日

- (1) 「中級信頼性技術者」を受験申込みする場合は、「初級信頼性技術者 認定登録証」の認定登録証番号・発行年月日を記入してください。
- (2) 「上級信頼性技術者」を受験申込みする場合は、「中級信頼性技術者 認定登録証」の認定登録証番号・発行年月日を記入してください。

2. 提出書類

受験申込にあたっては、下記の提出が必要です。

受験を申込む資格の種類に対する提出資料との関係は、下記の「関係一覧表（付表 1）」を参照してください。

なお、提出資料は、合否にかかわらず返却いたしません。

付表 1 申込む内容と提出書類の関係一覧表 JCRE-0203-付表 1

提出書類	信頼性技術者資格の種類		
	初級信頼性技術者	中級信頼性技術者	上級信頼性技術者
信頼性技術者 業務経験履歴書（JCRE-0203-F02）		○	○
本人画像（6 ヶ月以内の撮影、上半身、単独、正面、無帽）		○	○
「初級信頼性技術者」認定登録証の写し		○	
「中級信頼性技術者」認定登録証の写し			○
信頼性に関連する論文または実践事例のレポート		1 件	3 件
【受験当日提出】 「受験票」貼付用顔写真（縦 4 cm×横 3 cm）」1 枚 ※写真は、最近 6 ヶ月以内に撮影したもの、上半身、単独、正面、サングラス不可、無帽、鮮明であるものを提出してください。 ※写真は、「受験票（受験当日持参）」に貼り付けてください。受験票に顔写真が貼られていない場合は、受験することができませんので、ご注意ください。	○		

3. 原稿執筆要領

新規に執筆するレポートまたは論文は、下記を参考に作成してください。

既存の原稿がある場合は、特にこの様式に合わせる必要はありません。

3.1 書類審査の提出資料の様式（例）

3.1.1 原稿サイズとページ数

- (1) 原稿用紙は、通常の A4 判サイズ of 用紙を使用してください。
- (2) 原稿枚数は、図・表・写真等を含め、4～8 ページ以内で作成してください。

3.1.2 ページのレイアウト

- (1) 段組は、原則として 2 段組（中央 2 文字あけ）としてください。なお、編集の都合上、1 段組でも結構です。
- (2) マージンは、上下は各々 25mm、左右は各々 25mm とってください。

3.1.3 文字サイズとフォント

- (1) 本文の文字は、10～11 ポイントの明朝体を基準に使用してください。
- (2) 表題の文字は、主題は 14 ポイント、副題は 12 ポイントのゴシック体を基準に使用してください。
- (3) 図表の文字は、見やすさを考慮してください。

3.1.4 記述内容

- (1) レポートまたは論文は、背景、現状（解決すべき課題・問題点）、分析結果（理論解析、実験結果、考察）、結論（得られた結果、効果など）で構成し簡潔にまとめてください。
- (2) 課題・問題点や分析結果のみを記述するのでは無く、それを導くに至ったデータ・実験結果を明確にし、簡潔に分かり易くまとめてください。
- (3) 意味のあいまいな用語や、造語、社内用語は使用せず、各専門領域の標準用語（学会、JIS で規定の）、慣用語を使用してください。やむを得ず使用する場合は注記してください。又、略語は全て、フルスペルと対応日本語を注記してください。
- (4) 可能であれば所属上長などの査読を得た上でご提出ください。

3.1.5 記述様式

章、節等の項目の記述様式・附番方法は、次に準じてください。

- (1) 見出し（例）は、次に準じてください。

表題（英文）タイトル（14 ポイント・ゴシック・中央）

－副題（英文）－（12 ポイント・ゴシック・中央）

会社名・学校名

執筆者¹⁾ 共著者²⁾ 共著者³⁾

本文は 2 段組

1.□大項目（章）の見出し

1.1□中項目（節）の見出し

1.1.1□小項目（項）の見出し

□(1)□項目

脚注欄：執筆者、共著者¹⁾、共著者²⁾の所属、役職などを記載

(2) 見出しは、第 I 章 → 1. → 1.1 → 1.1.1 → (1) → 1) → A → ① → ・ → イ) の優先順位で使用してください。

(3) 図・表・写真については、次に準じてください。

① 図、表、写真とも、各章ごとにそれぞれの通し番号を付けてください。

（例：1 章は図 1.1 図 1.2 図 1.3……、表 1.1 表 1.2……、
2 章は図 2.1 図 2.2 図 2.3……、表 2.1 表 2.2……、）

② 図（写真含む）の番号および題名は図の「下」に記載してください。

③ 表の番号および題名は表の「上」に記載してください。

④ 図および写真は、別紙を添付しても結構です。

(4) 数式については、次に準じてください。

① 数式は、原則として行をかえて記述してください。

② 数式は、右端に数式番号（ ）を付けてください。

3.1.6 文体と文字の使い分け

(1) 文章は簡潔かつ明瞭な表現につとめ、文体は「である調」に統一してください。

(2) 国名、地名、人名などの固有名詞は、なるべくカタカナ書きとしてください。

(3) 英字の大文字と小文字は、下記の表記をご参照ください。

《固有名詞の場合》 Rand Corporation, Los Angeles, J.M.Juran,
Harvard University

《一般用語の場合》 productivity, top management, leadership,
stratification

3.1.7 参考文献・引用文献

- (1) 参考文献は、本文中の該当箇所に上付きの[]内に番号を付け、著作物が明確に区別できるように文末に一括掲載してください。
- (2) 引用した文は、引用箇所に「カギカッコ」を付けてください。また、引用の所に注を付けるとともに、巻末または区切りの良い章、節などで、執筆者名、文献名等を表示してください。
- (3) 参考文献・引用文献の記述例は下記をご参照ください。

[番号] 著者：著書名、文献名（発行号・ページ）、発行元、発行年月

《単行本の場合》

[1] 市田 崇，下平勝幸：『信頼性管理』，日科技連信頼性工学シリーズ第 15 巻，日科技連出版社，1984

《雑誌、報文集の場合》

[2] 増山元三郎：「情報統計量の応用」，『品質管理』，Vol.14，No.2，pp.44-46，日本科学技術連盟，1963

3.2 プレゼンテーション資料の様式

- (1) 最初に、タイトルと会社名・所属・氏名を記載してください。
- (2) 枚数制限はありませんが、発表時間 10～20 分を考慮して作成してください。

信頼性技術者の評価登録不服取扱い要領

1. 適用範囲

この手順は、日科技連が行う「信頼性技術者」の評価登録、および登録の維持の決定に対する不服の申し立てを処理する方法について定める。

2. 関連文書

文書番号 JCRE-002：信頼性技術者資格規定

文書番号 JCRE-0201：信頼性技術者の評価登録要領

文書番号 JCRE-0202：信頼性技術者の受験申込要領

3. 定義

この基準で用いる用語の定義は次のとおりである。

3.1 紛争

評価登録あるいは登録の維持に関する決定に対して、「信頼性技術者受験申込者」または「信頼性技術者登録者」から文書により提出された不服申し立てにおいて、損害賠償金の支払い要求の申し立てが行われた場合をいう。

3.2 苦情

評価登録あるいは登録の維持に関する決定に対して、「信頼性技術者受験申込者」または「信頼性技術者登録者」から文書により提出された不服申し立てのうち、紛争に該当しないものをいう。

3.3 異議申し立て

評価登録あるいは登録の維持に関する決定に対して、「信頼性技術者受験申込者」または「信頼性技術者登録者」からなされた不服の申し立てのうち、文書によらないものをいう。

4. 紛争および苦情申し立ての処理組織

4.1 紛争処理パネル

「信頼性技術者資格認定委員会」が紛争処理パネルを必要に応じて設置し、その権限を委譲する。

紛争処理パネルは、「信頼性技術者資格認定委員会」により委員会委員から選出された主査1名を含む3名の委員によって構成される。

紛争処理パネル主査は、審理結果を「信頼性技術者資格認定委員会」に報告し、承認を得る。

4.2 苦情処理パネル

「信頼性技術者資格認定委員会」が苦情処理パネルを必要に応じて設置し、その権限を委譲する。

苦情処理パネルは、「信頼性技術者資格認定委員会」により委員会委員から選出された主査1名を含む3名の委員によって構成される。その審理結果をもって、「信頼性技術者資格認定委員会」の決定事項とする。

4.3 異議申し立てに対する対応とその処置

異議申し立てに対する対応とその処置は、日科技連が行う。日科技連は、異議申し立ての内容ならびに対応、処置の記録を残し、重要なものについては、「信頼性技術者資格認定委員会」に報告を行う。

4.4 事務処理

紛争処理パネルおよび苦情処理パネルの事務処理、文書管理は日科技連が担当する。紛争および苦情の判別は、日科技連が行う。

5. 不服申し立て

5.1 不服の申し立てを行う者（以下、「申立者」という）は、文書による日科技連の回答日から45日以内にその申し立てを日科技連に行わなければならない。

5.2 紛争または苦情の申し立ては、その申し立ての根拠を添え文書により行わなければならない。

5.3 紛争または苦情を申し立てる者は、その申し立てが最終的に却下された場合は、その審理に要した費用を負担することを予め承していなければならない。

その証拠として、申立者は、申し立ての受理に際して申立金2万円を日科技連へ支払わなければならない。

この申立金は、審理の結果、申し立てが正当と認められた場合には申立者に返却する。

5.4 日科技連の職員は、不服申し立てを妨げない。

6. 不服申し立ての受理

6.1 日科技連は、日科技連が紛争あるいは苦情に該当する不服申し立てを受けた場合は、申し立ての文書が日科技連に到着した日から7営業日以内に申立者に、紛争または苦情審理のための費用負担申立金の支払指示を行う。

6.2 申立金の支払指示を受けた申立者は、日科技連の支払指示の発送日から7営業日以内に、指定の方法により申立金の払込みがない場合は、原則として紛争または苦情の申し立てが取り消されたものとして扱う。

6.3 日科技連は、日科技連に対する紛争、または苦情の申し立てがあった場合には、紛争または苦情の審理の期間、当該申立者の評価登録ならびに登録の維持に関するすべての業務を停止する。

7. 紛争または苦情の審理

7.1 紛争審理

7.1.1 紛争処理パネル主査は、申し立ての文書が日科技連に到着した日から 30 日以内に紛争処理パネル会議を開催する。

7.1.2 日科技連は、紛争処理パネルのメンバーを、紛争審理を開始する少なくとも 10 日前までに申立者に知らせなければならない。

7.1.3 紛争処理パネル主査は、申立者の評価に携わった日科技連の関係者および申立者、その他紛争処理パネルが必要と認める関係者に対し、紛争処理パネル会議に出席を求めることができる。また、申立者は、紛争処理パネル会議開催の 1 週間前までに紛争処理パネル主査に文書で申し立てをした場合に限り、自己の指名する証人を出席させることができる。

7.1.4 申立者は、「信頼性技術者資格認定委員会」に対して、紛争処理パネルのメンバー構成に関する不服の申し立てをすることができる。「信頼性技術者資格認定委員会」はその申し立てを検討し、必要に応じてメンバーの変更を行う。

7.1.5 紛争処理パネル主査は、開催日の遅くとも 10 日以前に、出席者に開催日を通知する。出席を求められた申立者が、正当な理由なくパネル会議に欠席した場合は、紛争申し立ての撤回があったものと見なす。

7.2 苦情審理

7.2.1 苦情処理パネル主査は、苦情の申し立てを受けたら可及的速やかに苦情処理パネル会議を開催する。

7.2.2 日科技連は、苦情処理パネルメンバーを、苦情処理の開始前に申立者に知らせなければならない。

7.2.3 苦情処理パネル主査は、申立者の評価に携わった日科技連の関係者および申立者、その他苦情処理パネルが必要と認める関係者に対し、苦情処理パネル会議に出席を求める事ができる。また、申立者は、苦情処理パネル会議開催前に苦情処理パネル主査に文書で申し立てをした場合に限り、自己の指名する証人を出席させることができる。

7.2.4 申立者は、「信頼性技術者資格認定委員会」に対して苦情処理パネルのメンバー構成に関する不服の申し立てをすることができる。「信頼性技術者資格認定委員会」はその

申し立てを検討し、必要に応じてメンバーの変更を行う。

7.2.5 苦情処理パネル主査は、開催日を決定したら速やかに出席者に通知する。出席を求められた申立者が、正当な理由なくパネル会議に欠席した場合は、苦情申し立ての撤回があったものと見なす。

8. 決定と処置

8.1 決定は、当該パネル委員の主査を含む3分の2以上の議決による。

8.2 当該パネルは、申し立て後6ヵ月以内に結論を出さなければならない。

8.3 日科技連は、当該パネルの決定に基づき、申立者に紛争または苦情申し立ての受諾または却下を文書で通知する。

8.4 当該パネルの決定により申し立てが受諾されたとき、是正処置を含めて適正な処置をとるものとする。また、却下されたときは日科技連は、紛争または苦情審理に要した費用を申立者に請求する。

なお、申立金はその支払いの一部に充当し、余剰の申立金がある場合は返済する。

8.5 紛争および苦情の申し立てについては、日科技連からの通知をもって終了とする。

信頼性技術者 業務経験履歴書

●受 験 者

受験 No.	氏 名 (ふりがな)	会 社 名
提出した論文・レポート名	☐ 中級 : 1 件 ☐ 上級 : 3 件	1. 2. 3.

■学歴・実務経験

信頼性技術者の認定登録証番号と発行年月日	認定登録証の種類	☐ 初級信頼性技術者	☐ 中級信頼性技術者
	認定登録証番号		
	発行年月日		
職歴 (実務経験) ※現在までの履歴をご記入ください。欄が不足している場合は、別紙を使用しても結構です。	会社名		
	所属・役職		
	主な業務		
	信頼性に関する実務経験	年 月～ 年 月 (年 カ月)	
	会社名		
	所属・役職		
	主な業務		
	信頼性に関する実務経験	年 月～ 年 月 (年 カ月)	
	会社名		
	所属・役職		
	主な業務		
	信頼性に関する実務経験	年 月～ 年 月 (年 カ月)	
専門分野			
最終学歴	学校名		
	学部・学科		
所属学会			
受験者が執筆した主な論文・著書			

*JUSE Certified Reliability Engineer
(JCRE)*



日科技連認定 信頼性技術者資格認定制度のしおり

2026 年 8 月 27 日 第 18 版発行

発行 一般財団法人日本科学技術連盟
信頼性技術者資格認定試験（JCRE）事務局

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 1-2-1
TEL : 03-5378-9850 e-mail : re-group@juse.or.jp
<https://www.juse.or.jp>

©2026 Union of Japanese Scientists and Engineers (JUSE)
